

令和6年度消費者被害防止のための動画等作品コンテスト開催業務委託仕様書

1 業務名称

令和6年度消費者被害防止のための動画等作品コンテスト開催業務

2 目的

本コンテストへの参加や受賞作品による啓発を通じて、様々な世代が消費生活に関わる実践的な能力を育み、SNS、インターネット、訪問販売、電話勧誘等による悪質商法や特殊詐欺による消費者被害の防止及び、消費者ホットライン「188(いやや)」の周知を図る。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和7年3月17日(月)まで

4 経費の上限

14,861,000円以内(うち消費税及び地方消費税を含む。)

5 業務内容

「消費者被害防止」に関するテーマで動画作品や絵手紙を募集し、優秀な作品を広く啓発に活用する。

次に示す(1)～(6)の業務の企画提案を募集する。

なお、(1)～(6)以外で、独自に企画する提案を妨げるものではない。

(1) コンテストの応募要項の作成

コンテストの応募要項について、事業全体(提案内容含む)を踏まえて、応募者に分かりやすい内容で作成すること。

なお、県が想定している応募要項のイメージは別紙のとおりであり、これを参考に作成すること。動画作品については、複数事例(4～6事例程度)の中から1つを選択して作成するものとするが、提示する事例については、県と協議の上、決定すること。

(2) 作品募集の周知・募集及び問い合わせ対応

下記ア～エを含む、効果的な作品募集の周知を行い、コンテスト事務局として特設WEBサイト等の閲覧者や応募者からの問い合わせに丁寧に対応すること。

周知に使用する媒体の選定等は、その媒体の特色に応じて最適なものを提案すること。

ア チラシ・ポスターの制作

(ア) 応募要項を掲載した、応募者の関心を引くデザインのチラシ及びポスターを制

作すること。

(イ) 県が指定する配布場所に納品すること。なお、県が作成する送付文書を同封すること。

【想定する数量・配布先】

a. チラシ

印刷 30,000部 (A3二つ折り、コート90kg、両面フルカラー)

指定する配布場所 360箇所 (県内の大学、高等学校、専修学校、市町村、図書館、県庁(県民局含む)等。)

b. ポスター

印刷 100部 (B2、コート135kg、片面フルカラー)

指定する配布場所 91箇所 (県内の大学、市町村、県庁(県民局含む)等。)

イ 特設WEBサイトの作成

特設WEBサイトを作成し、コンテストの概要や応募要項、応募するうえでの注意事項、賞の詳細などを掲載すること。また、特設WEBサイト内に応募ホームを開設し、応募しやすい環境整備を図ること。

なお、特設WEBサイトは、県が保有する「pref.okayama.jp」のサブドメインを使用すること。

ウ WEB広告の配信

(ア) 年代ごとに配信媒体を選択する等、より効果的なWEB広告の配信を行うこと。前回(令和5年度)コンテストの作品を流すことも可能であるため、参考にすること。

【前回の受賞作品のURL/ショート動画部門のみ】

最優秀賞 <https://www.youtube.com/watch?v=JkabUe36VRs>

優秀賞① <https://www.youtube.com/watch?v=xLejGboeta8>

優秀賞② <https://www.youtube.com/watch?v=oHW0AgbGuKo>

若者賞① <https://www.youtube.com/watch?v=-x2t2r--iiI>

若者賞② <https://www.youtube.com/watch?v=ASsbndKttBo>

(イ) 募集周知におけるWEB広告の媒体実費(広告媒体原価)は、1,500,000円以上とする。

(ウ) 配信に当たってアカウントが必要な場合には、受託者が作成すること。

(エ) 別添「デジタルプロモーション実施時における留意事項」を遵守すること。

(オ) 広告設計については、県に協議の上、決定すること。

(カ) 広告配信の見直し

必要に応じて、配信媒体や媒体実費の変更等の改善策を県に協議の上、広告配信を見直すこと。

エ 紙面等による募集周知

(ア) 使用する媒体や数量、頻度等は自由提案とし、応募者の関心を引くデザインで募集の周知を図ること。期間は応募期間中とするが、具体的な日程は、県と協議の上、決定すること。

(イ) 全世代をターゲットとするが、主な世代別に分けて制作しても良い。

【参考例】若者向け、成人一般向け、高齢者向け等

(3) 応募作品の審査会の実施

ア 審査会の企画及び運営

審査会の企画、運営、日程調整、審査基準案（審査表案含む）や各種資料の作成及び応募者への連絡を行うこと。

審査のための応募作品の取りまとめに当たっては、応募作品に公序良俗に反する等不適切なものがないか事前に確認し、不適切なものはその作品と不適切な内容を県に報告すること。

なお、審査会を実地で開催する場合の会場手配は、受託者が行うこと。ただし、県庁内会議室等であれば県で手配可能であるため、県に協議すること。

イ 審査員

審査会の審査員（県職員を除く）の選定、依頼及び謝礼の支払いを行うこと。

審査会は、消費者教育に関する有識者1名以上と、県職員（消費者行政部門、広報部門等）を含めた審査員6名程度で構成し、消費者教育に関する有識者から審査員長を選定すること。

ウ 受賞

動画作品からは、最優秀賞1作品、優秀賞2作品、特別賞（仮称）2作品を決定すること。賞金は、最優秀賞1作品に15万円、優秀賞2作品に各5万円、特別賞（仮称）2作品に各3万円とすること。

イラスト作品からは、最優秀賞1作品、優秀賞2作品、特別賞（仮称）2作品を決定すること。賞金は、最優秀賞1作品に5万円、優秀賞2作品に各2万円、特別賞（仮称）2作品に各1万円とすること。

受賞者が未成年者の場合は相当額のギフト券等とすること。

なお、受賞者への連絡や賞金の手配は受託者が行うこと。

(4) 受賞作品を用いた啓発

下記ア～エを含む、広く県民に届く効果的な啓発を行うこと。

啓発媒体の選定等は、その媒体の特色に応じて最適なものを提案すること。

ア PR画面等の制作及び付加（動画作品）

コンテストの受賞作品であることを明らかにし、受賞作品の冒頭や末尾等に付加するデータ編集加工を行うこと。

イ 特設WEBサイトへの掲載（動画作品及びイラスト）

受賞作品について、受賞者のコメント等を添えて特設WEBサイトへ掲載すること。

ウ WEB広告の配信（動画作品）

（ア）受賞作品を用いて、WEB広告の配信を実施すること。

（イ）受賞作品を用いたWEB広告の媒体実費（広告媒体原価）は、3,000,000円以上とする。

（ウ）上記「（2）ウ（ウ）～（カ）」と同様に実施すること。

エ 啓発グッズ等の製作（動画作品及びイラスト）

（ア）受賞作品を活用して消費者被害防止及び消費者ホットラインの周知・啓発を行うため、グッズ等を製作すること。

（イ）作成したグッズ等は、受賞者等関係者への配送を除き、県へ納品すること。

（5）消費者教育の機会の提供

応募者や受賞者等を対象に、消費者被害防止への理解を促し、消費者教育の場となるイベント等を実施すること。会場の手配やこれに係る経費の支払いは受託者が行うこと。

（6）事業の進行管理・成果物の納品等

ア スケジュール管理

契約締結後、事業スケジュールを作成し、速やかに県に提出すること。

特設WEBサイトの作成、受賞作品を用いた啓発など、各工程のスケジュール等県に報告のうえ、全行程を遅延なく管理するものとする。

イ 定例報告（月に1回程度）

WEB広告配信後に、動画の視聴回数、クリック数、媒体実費の金額、視聴者の属性など、状況確認ができる内容の定例報告を行うこと。

ウ 全体総括の報告（委託契約期間満了時）

測定・分析に有効な項目及び方法を用いて、定性的・定量的観点から、事業の結果分析及び改善提案を盛り込んだ報告書を提出すること。

エ 納品

応募作品及びデータを編集加工した動画ファイルは、WMV形式又はMP4形式でDVDに保存して提出すること。また、業務に用いたイラストやテンプレート等の素材は、県の要請に応じてデータにより提供すること。

6 精算

（1）本業務は、契約時に定めた契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとする。

（2）見積書の作成に当たっては、透明性の確保や費用対効果の明確化のため、広告の媒体実費（広告媒体原価）と管理運用費は分けて見積もること。

また、人件費、機材費、編集作業費、制作に関する費用、レポート作成費等の積算内訳が分かるように記載すること。

（3）業務が終了した時点で、チラシ等の印刷発送費、広告の媒体実費（広告媒体原価）等の精算を行い、県の確認を経た上で額を確定し、経費の請求を行うこと。

7 成果物に関する権利の取扱い

（1）成果物に係る一切の権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規

定する権利を含む。特許権及び実用新案権（特許又は実用新案を受ける権利を含む。）を除く。）は、岡山県に帰属する。

- (2) 受託者は、案件の遂行前から受託者が保有する著作権、特許権等その他の知的財産権（以下「知的財産権」という。）を成果物に適用した場合には、県に対し、案件を遂行するために必要な範囲内で、成果物及び当該知的財産権を追加費用なく利用することを許諾するものとする。
- (3) 成果物は、県が自由に二次使用できるものとし、成果物の二次使用に対し県にいかなる制限も課さない。
- (4) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）の活用も可とする。その際には、受託者において、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。
- (5) 成果物納入までに係る一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (6) 受託者は、成果物については、著作者人格権を行使しないものとする。

8 注意事項

- (1) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- (2) 業務内容に係る情報は、県の許可なく、本業務以外で使用、複写、譲渡してはならない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たって、データの漏えい、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めるなど、セキュリティには万全の配慮をすること。
- (4) 本仕様書は、業務の実施内容について示すものであるが、受託者は、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、この仕様書に記載のない事項であっても本業務を遂行するため必要な事項は全て実施するとともに、従事者に周知徹底し、業務遂行にあたらなければならない。
- (5) 本業務の再委託を禁止する。ただし、県の承認を得て本業務の一部を委託する場合を除く。

9 その他

- (1) 受託者は、当該業務の遂行方法等について不明な点が生じた時は、その都度県と協議の上、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (2) 県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。

応募要項イメージ

1 事業名称

(仮) 消費者被害防止のための動画等作品コンテスト

2 趣旨

SNS、インターネット、訪問販売、電話勧誘などによる契約トラブルや、巧妙な手口による悪質商法、高齢者を狙った特殊詐欺による被害が後を絶ちません。消費者被害は身近な問題で、自分や家族、友人など、年齢を問わず、誰にでも起こる可能性があります。

そこで、様々な世代の方の消費者被害の防止と、消費者ホットライン「188（いやや）」の周知を図るため、「消費者被害防止のための動画等作品コンテスト」を実施します。

3 主催

岡山県

4 応募資格等

- ・岡山県内に在住又は通勤・通学している方。
- ・何作品でも応募できます。
- ・グループでの応募も可能です。

○次の2つの内容を効果的に盛り込んだ作品としてください。

- ・消費者被害（消費者トラブル）の事例紹介
- ・消費者ホットラインの認知度向上

5 募集内容

(1) テーマ

(仮) 「悪質商法・特殊詐欺から自分や大切な人を守ろう！」

○消費者被害防止のための動画作品とイラスト作品を募集します。

○動画作品の場合、下記事例の中から1つを選択し、選択した事例について消費者被害防止を呼びかけ、消費者ホットラインの周知を図る内容としてください。

○イラスト作品の場合、下記事例に限らず、消費者被害防止または消費者ホットラインの周知の内容であれば構いません。

< (仮) 事例 >

- ・還付金詐欺
- ・点検商法
- ・定期購入
- ・美容関係トラブル
- ・架空請求

※事例の数及び内容は、県と協議の上、決定します。

※悪質商法については、岡山県消費生活センターHPや国民生活センターHPなどを参考にしてください。

- ・岡山県消費生活センター
<https://www.pref.okayama.jp/site/syohi/>
- ・国民生活センター
<https://www.kokusen.go.jp/>

- ・国民生活センター（見守り新鮮情報、子ども・若者サポート情報）
<https://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html>

※特殊詐欺については、岡山県警察HPなどを参考にしてください。

- ・岡山県警察
<https://www.pref.okayama.jp/site/293/479274.html>

（2）動画作品

- ・15～60 秒動画
- ・実写、CG、アニメーションなど手法は問いません。
- ・ファイル形式
MP4 / WMV / MOV ファイル
- ・解像度
テレビで放映される可能性もあるため、[1,080p フルHD (1,920px×1,080px)] を推奨します。著しく解像度の低いものは差し控えてください。

（3）イラスト作品

- ・B2 サイズ以内（515mm×728mm）。
- ・絵（イラスト）と文字で表現してください。
- ・イラストは手書きでもデジタルイラストでも可。

6 賞区分等

[動画作品部門]

- 最優秀賞（1 作品、15 万円）
- 優秀賞（2 作品、各 5 万円）
- （仮）特別賞（2 作品、各 3 万円）

※受賞者が未成年者であれば、相当額のギフト券などとなります。

※重複受賞はありません。採点結果の上位から最優秀賞、優秀賞の順に決定します。

※特別賞（仮）は、採点結果に関わらず、優れたアイデアや熱意ある作品から選定予定です。

- 最優秀賞作品は、映画館の作品上映前の広告枠で上映を予定しています。
また、各受賞作品はWEB 広告配信を行い、今後各種行事で広報啓発に活用します。

[イラスト作品部門]

- 最優秀賞（1 作品、5 万円）
- 優秀賞（2 作品、各 2 万円）
- （仮）特別賞（2 作品、各 1 万円）

※受賞者が未成年者であれば、相当額のギフト券などとなります。

※重複受賞はありません。採点結果の上位から最優秀賞、優秀賞の順に決定します。

※特別賞（仮）は、採点結果に関わらず、優れたアイデアや熱意ある作品から選定予定です。

- 各受賞作品は特設WEB サイト等で公開し、今後各種行事で広報啓発に活用します。

7 審査基準

[動画作品]

- 企画の趣旨に沿っているか
- 訴求力（PR力）

- 着眼点（テーマ選びや見せ方の工夫）
- 構成力
- 作品としての完成度 等

[イラスト作品]

- 企画の趣旨に沿っているか
- 訴求力（PR力）
- 着眼点（テーマ選びや見せ方の工夫）
- 作品としての完成度 等

8 受賞作品決定までのスケジュール（予定）

- 10月上旬頃 応募締切
- 10月下旬頃 審査会（受賞作品決定）
- 11月 受賞作品発表及び表彰式
- 12月～2月 受賞作品を活用した啓発（WEB配信等）

9 応募について

(1) 応募期間

令和6年6月下旬から10月上旬まで

(2) 応募方法及び注意事項

[動画作品] (応募方法がYouTubeの場合)

○応募方法

- ・応募作品をYouTubeに「限定公開」の設定でアップロードし、該当のURLを応募サイト（URL****）上の応募フォームに入力してください。
- ・YouTubeへのアップロード方法等については、YouTubeのHPを確認してください。
- ・応募フォームから正常に申込みが完了すると、入力したメールアドレス宛てに応募確認のメールを送信します。
- ・応募フォームの情報に不備がある場合は、選考の対象外になる場合がありますので注意してください。
- ・応募作品をYouTubeに投稿する際は、必ずYouTubeの利用規約等を遵守してください。
- ・応募作品をYouTube上から削除した場合、応募は無効になります。結果発表まで応募作品を削除しないでください。
- ・受賞作品については、動画データを改めて事務局へ送付いただく場合がありますので、YouTubeへのアップロード後もオリジナルデータは大切に保管してください。

○注意事項

- ・当コンテストに応募された時点で、応募要項に同意したものとみなします。
- ・18歳未満の方が応募される場合は、保護者（部やサークルなど団体のメンバーとして参加する場合は監督責任者）の同意を得る必要があります。
- ・応募する作品は、審査後に放送などの広報活動に活用されることを前提として、必ず出演者には事前に承諾をとっておいてください。
- ・応募作品は未発表オリジナルのものに限ります。
- ・応募作品については、応募者が権利を有しており、第三者の著作権肖像権等の権利を侵害していないものに限ります。
- ・作品に用いる素材（音源、映像など）は応募者本人が撮影・録音したものや、著作権のないフリー素材、権利者から事前に使用許諾を得たものに限ります。こ

れら以外のものを使用した場合、素材の差替依頼や、音源や映像の編集をする可能性があります。

・特定のスポンサー名や商品名・個人名が認識できるような映像および音声は使用しないよう注意してください。

・作品の制作時に、道路交通法などの法令に抵触することがないように注意してください。ドローン等の無人航空機を使用した撮影についても、撮影場所の管理者に事前確認した上で、その指示に従ってください。

・受賞が決定した応募者には事務局からその旨を通知し、受賞にあたって、コメント等をいただく可能性があります。

・受賞作品の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）は、制作者と岡山県に共同して帰属するものとします。

・岡山県は、制作者の許諾を得ることなく、放送（報道機関や広報媒体を有する事業者などへの提供を通じた放送を含む。）、イベントでの上映、ホームページや印刷物などへの掲載などにおいて、応募作品を自由に利用できるもの（必要に応じ、編集を行うことも可）とします。

・本コンテストへの応募は無料ですが、作品の制作等にかかる一切の費用は応募者の自己負担とします。

【イラスト作品】

○応募方法

- ・特設WEBサイトの応募フォーム、または郵送で受け付けます。
- ・応募フォームからの申込みの場合、正常に申込みが完了すると、入力したメールアドレス宛に応募確認のメールを送信します。
- ・作品タイトル、住所、氏名、年齢、職業（学生の場合は、学校名と学年）、電話番号は必ず明記してください。匿名は原則不可。ペンネームは可とします。

○注意事項

- ・当コンテストに応募された時点で、応募要項に同意したものとみなします。
- ・18歳未満の方が応募される場合は、保護者の同意を得る必要があります。
- ・応募する作品は、審査後に特設WEBサイト等で公表し広報活動に活用されることを前提として作成してください。
- ・応募作品については、応募者が権利を有しており、第三者の著作権肖像権等の権利を侵害していないものに限りします。
- ・応募作品は未発表オリジナルのものに限りします。
- ・受賞が決定した応募者には事務局からその旨を通知し、受賞にあたって、コメント等をいただく可能性があります。
- ・受賞作品の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）は、制作者と岡山県に共同して帰属するものとします。
- ・岡山県は、制作者の許諾を得ることなく、放送（報道機関や広報媒体を有する事業者などへの提供を通じた放送を含む。）、ホームページや印刷物などへの掲載などにおいて、応募作品を自由に利用できるもの（必要に応じ編集を行うことも可）とします。
- ・本コンテストへの応募は無料ですが、作品の制作等にかかる一切の費用は応募者の自己負担とします。

（4）禁止事項 [動画作品・イラスト作品共通]

- ・次に該当した場合はそのおそれがある動画作品等は応募できません。
 - ① 公序良俗に反する行為が撮影された動画または撮影行為そのものが公序良俗に反する動画
 - ② 犯罪行為に結びつきたりこれを助長する作品
 - ③ 岡山県または第三者の名誉、権利を侵害する作品

- ④ 選挙運動もしくは特定の政治・思想活動を行い又は助長する作品
 - ⑤ わいせつ的、暴力的その他一般の方が不快に感じる作品
 - ⑥ 自己または第三者の営利公告を行う作品
 - ⑦ 他のコンテスト、キャンペーン等に応募したことのある作品
 - ⑧ 商用利用されている作品
 - ⑨ その他前各号に準じるものとして、当局が本コンテストの趣旨にふさわしくないと判断した作品
- ・入賞品の換金及び権利の譲渡はできません。
 - ・第三者からの異議の申出等により、応募者又は応募作品が応募要項に違反していることが判明した場合、岡山県は、事前に応募者に通知等することなく選考の対象から除外、または受賞を取り消します。
この場合、応募者は受領済の賞金またはギフト券などを主催者に返却するものとします。

(5) 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、当コンテストに関してのみ利用し、本人の承諾なしで当コンテスト以外の目的で利用、または第三者に提供しません。

【問い合わせ先等】

コンテスト事務局 電話番号、住所（送付先）など

デジタルプロモーション実施時における留意事項

岡山県くらし安全安心課

岡山県と受託者で協議の上、以下の業務を行うこと。

1 Google Analytics のアカウント管理に関する業務

- (1) 本業務用に導入した Google Analytics 又は各事業担当課で導入している Google Analytics (以下「本業務用 Google Analytics」という。) 上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートにてその結果について、要因・改善策を必ず記載すること。
- (2) 各種アカウント作成時には、内容について岡山県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を岡山県に譲渡すること。

2 岡山県 Google タグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイト、各種計測タグ、リターゲティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、岡山県が別途指定する「岡山県 Google タグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「岡山県 Google タグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を岡山県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について岡山県の承認を得ること。また、「岡山県 Google タグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を岡山県に譲渡すること。

3 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 「本業務用 Google Analytics」で事業効果を取得するため、岡山県が別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に岡山県が指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「岡山県 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。

4 Google 広告を利用する場合

- (1) Google 広告運用を行う際は、岡山県公式の MCC (マイクライアントセンター) 及び「本業務用 Google Analytics」とリンクすること。
- (2) Google 広告アカウント及び「本業務用 Google Analytics」それぞれで、効果的と考えられるリマーケティングリストを設定し、岡山県公式の MCC と共有すること。
- (3) Google が提供する無料調査(「ブランドリフト効果測定」等)が利用できる場合には、岡山県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

5 SNS広告を利用する場合

- (1) 岡山県公式SNSのビジネスマネージャーや岡山県が別途指定するSNSページに広告アカウントをリンクすること。
- (2) SNS広告を展開する場合は、岡山県に対してアナリストの権限を付与すること。
- (3) ウェブサイト訪問者に対するSNSのリマーケティングの設定を行うこと。

6 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 岡山県が今後もデジタルプロモーションを行うことを考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合は、作成した動画は岡山県が運営するYouTubeチャンネルへ掲載を行うこと。なお、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEO対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータを分析するため、又は効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合はYouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。